令和６年度衣浦西部流域下水道施設都市ガス調達仕様書

売渡人（以下「乙」という。）は、「令和６年度衣浦西部流域下水道施設都市ガス調達」に関してガス事業法及びその他関係法令を遵守するとともに、本仕様書に基づきガスの供給を安定的に行い、公益財団法人愛知水と緑の公社（以下「甲」という。）は衣浦西部浄化センターにおいてその供給を受けることとする。

１　仕様

（１）ガス種別　　都市ガス１３Ａ

（２）熱　　量　　標準４５メガジュール、最低熱量４４メガジュール

（３）圧　　力　　中圧Ａ（0.3MPa 以上 1.0MPa 未満）

２　取引メーター

料金算定の基礎となる使用ガス量を計量するガスメーターは次のとおりとする。

No.	使用場所	供給地点特定番号	ガスメーター	負荷計測機器
1	３号焼却炉	004-0000-0090-3810-09	PA5-500020	有
2	３号焼却炉	004-0000-0090-3810-11	PA5-500024	有

３　予定使用都市ガス量

別表のとおり

４　ガス供給設備の財産分界点

ガス供給設備の財産分界点は敷地境界線とする。乙は本施設にガスを供給するため甲及び一般ガス導管事業者と協議し設備を整えなければならない。なお、財産分界点より末端側（甲側）で修繕等が必要な場合の費用（取引用計量器を除く。）は、甲の負担とする。

５　保安

（１）ガス工作物の点検、緊急保安

ア　甲の保安責任分界点は、ガス工作物の末端の区分バルブとする。ガス事業法の定めるところにより、敷地内に引き込まれた内管からガス栓までのガス工作物の点検、緊急保安は当該需要場所を供給地域とする一般ガス導管事業者に課す。

イ　甲及び乙は、一般ガス導管事業者が行う保安業務に協力する。

ウ　災害発生時等の緊急時には乙は一般ガス導管事業者と連携・協力し早期の復旧に努めること。

（２）　消費機器の調査・危険発生防止周知

ア　ガス事業法の定めるところにより、消費機器の調査・危険発生防止周知は乙に課す。なお、乙は消費機器調査の結果を一般ガス導管事業者に通知することができることとする。

イ　乙は、現地における消費機器の調査・危険発生防止周知に係る業務を第三

者に委託できることとする。

ウ　乙または乙の委託者は、前述の業務の実施にあたり、甲の了解を得た上で甲の敷地内に立ち入ることができることとする。

（３）　ガス供給中止等の条件

ア　次のいずれかに該当する場合には、乙または一般ガス導管事業者は、甲の承認を得た上でガスの供給を中止またはガスの使用制限を行うことができることとする。

（ア）災害等その他不可抗力が生じた場合。

（イ）ガス工作物に故障が生じた場合。

（ウ）ガス工作物の修理その他工事の施工（ガスメーター等の点検、修理及び取替等を含む）のため特に必要がある場合。

（エ）法令の規定または託送供給約款等の定めによる場合。

（オ）乙または一般ガス導管事業者がガス漏れによる事故発生のおそれがあると認めた場合。

（カ）乙または一般ガス導管事業者がガスの不完全燃焼による事故発生のおそれがあると認めた場合。

（キ）保安上またはガスの安定供給上必要な場合。

（ク）一般ガス導管事業者のガス導管事業の的確な遂行に支障を与える事象が発生、または一般ガス導管事業者が発生するおそれがあると認めた場合。

イ　乙はガス供給を中止または使用制限を行った場合は甲に対して当該事態が解消した後、速やかに報告することとする。

（４）　緊急時連絡体制表の提出

乙は緊急時の連絡体制表を契約後速やかに甲に提出することとする。

6　料金の算定期間

料金の算定期間は一般ガス導管事業者が定める定例検針日の翌日から次月の定例検針日までの期間とする。

7　その他特記事項

この仕様書に定めのない事項及び約款の内容については双方協議の上、決定することとする。

別表

期間	予定使用都市ガス量（m^3）
令和６年４月	10,600
５月	10,900
６月	10,600
７月	10,900
８月	10,900
９月	10,600
10 月	10,900
11 月	10,600
12 月	10,900
令和７年１月	9,900
２月	9,900
３月	10,900
合計	127,600

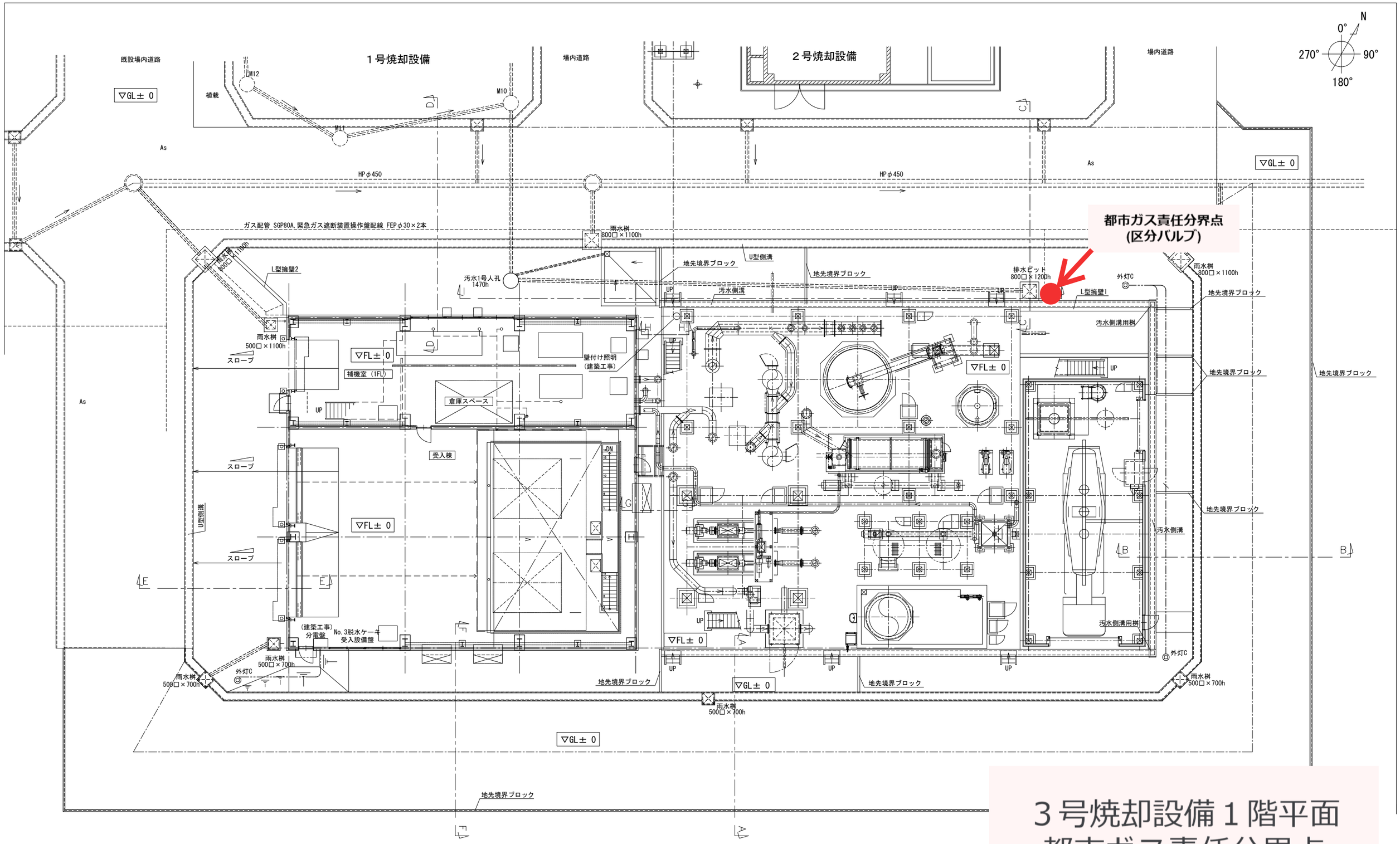

3号焼却設備1階平面
都市ガス責任分界点
（区分バルブ）箇所図

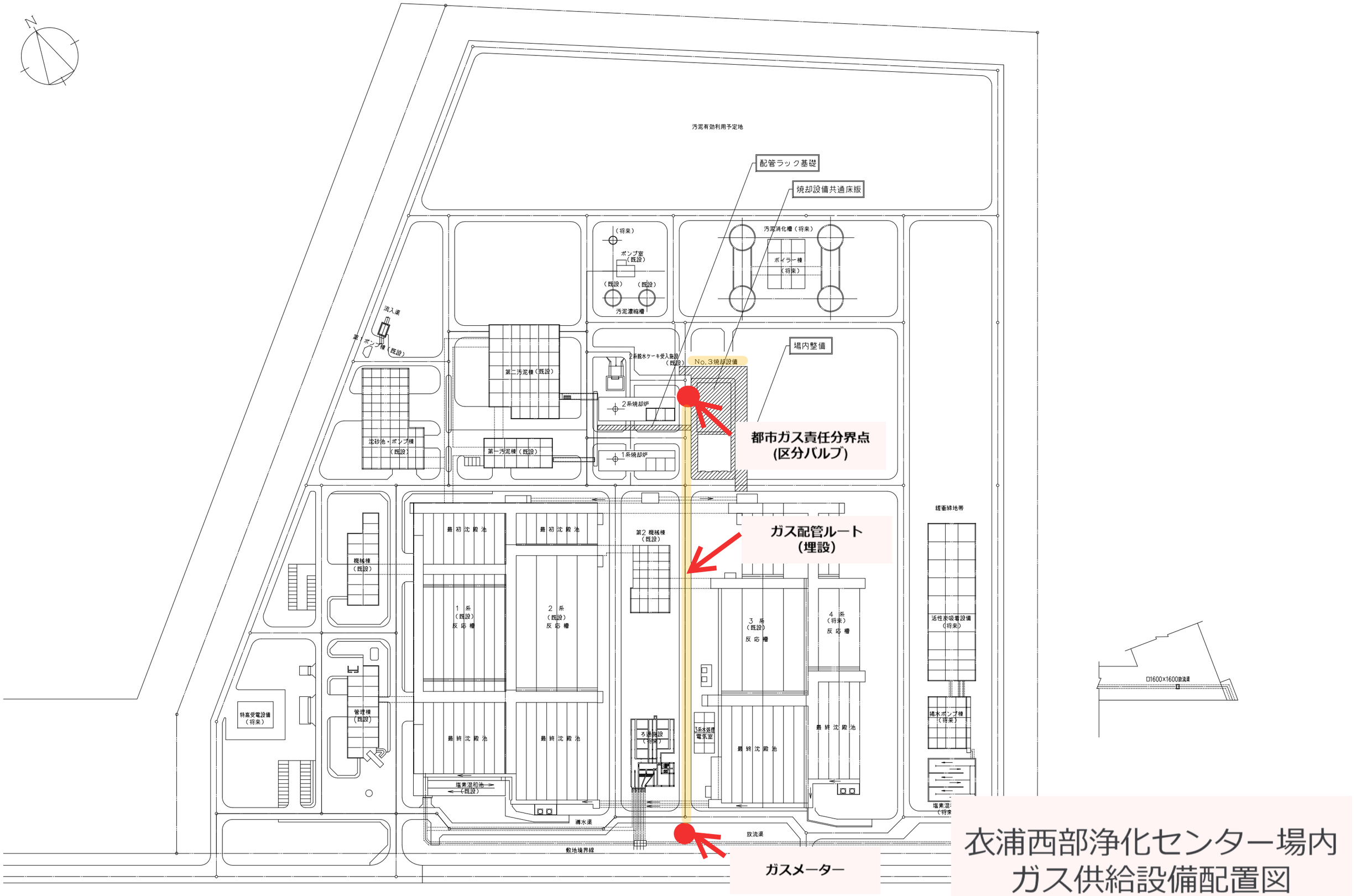

衣浦西部浄化センター場内
ガス供給設備配置図

衣浦西部流域下水道
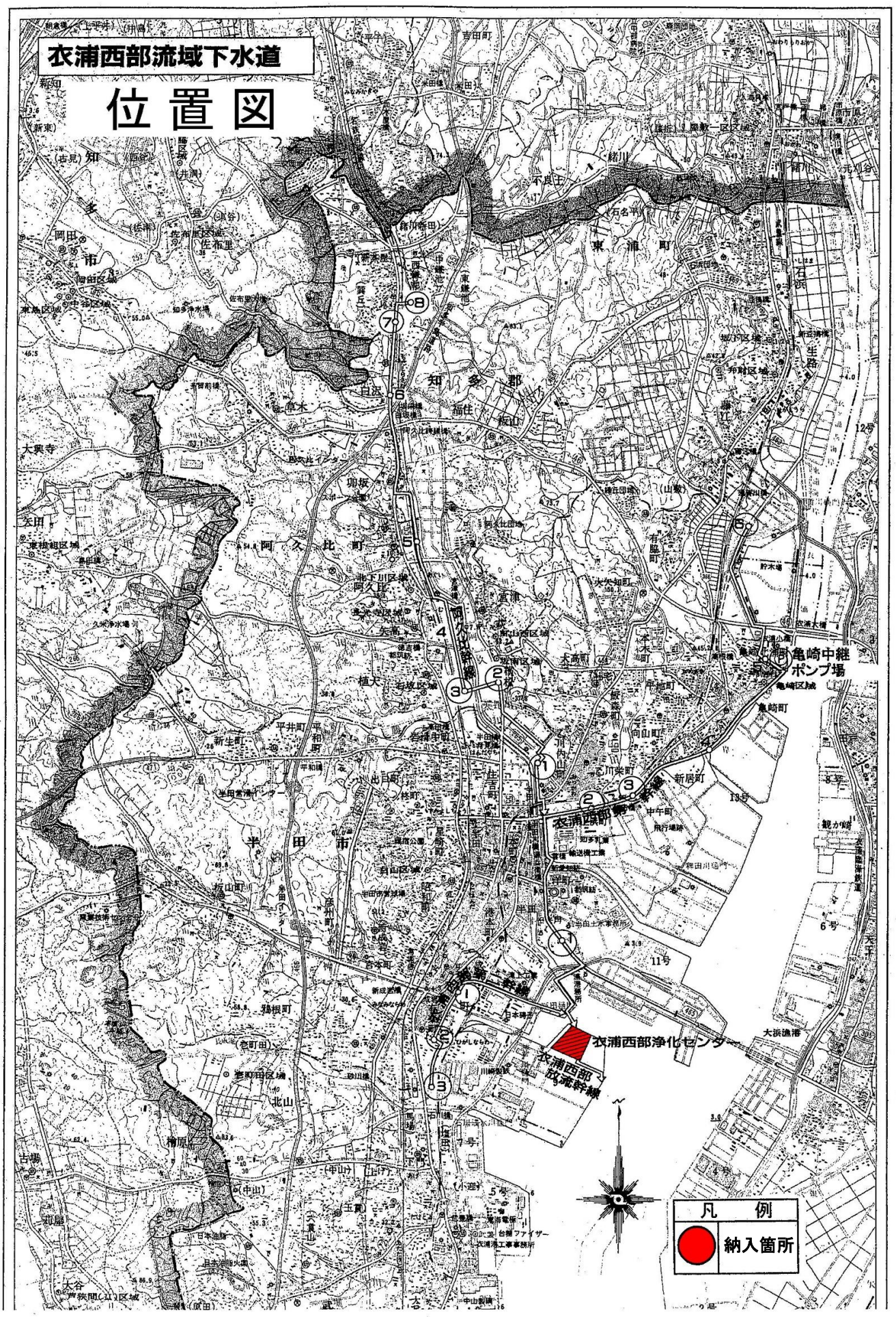
位置図